

議案第47号

南房総市学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南房総市学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成29年南房総市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

区分		保育料	
通常利用者	毎日コース	市立小学校の夏季休業日の期間（以下「夏季休業期間」という。）	期間額14,000円
		7月（夏季休業期間を除く。）	月額8,000円
		上記以外	月額8,000円
	週3日コース	夏季休業期間	期間額10,000円
		7月（夏季休業期間を除く。）	月額5,500円
		上記以外	月額5,500円
長期休業者	春休みコース（市立小学校の学年末休業日及び学年始め休業日の期間）	800円×利用日数	
		夏休みコース（夏季休業期間）	毎日コース 期間額14,000円
	冬休みコース（市立小学校の冬季休業期間）	週3日コース 期間額10,000円	
		800円×利用日数	

休業日の期間

第6条第3項ただし書中「ただし、」の次に「当該届出が規則で定める日までに行われなかった場合における当該届出期間に係る保育料及び」を、「1月」の次に「（夏季休業期間にあっては、当該期間）」を、「係る月」の次に「又は期間」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第47号 南房総市学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行																															
第1条～第5条 (略)		第1条～第5条 (略)																															
(保育料)		(保育料)																															
第6条 (略)		第6条 (略)																															
2 保育料の額は、次の表のとおりとする。		2 保育料の額は、次の表のとおりとする。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通常利用者</td> <td>毎日コース 市立小学校の夏季休業日の期間(以下「夏季休業期間」という。)</td> <td>期間額14,000円</td> </tr> <tr> <td>7月(夏季休業期間を除く。)</td> <td>月額8,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>月額8,000円</td> </tr> <tr> <td>週3日コース 夏季休業期間</td> <td>期間額10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月(夏季休業期間を除く。)</td> <td>月額5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>月額5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保育料	通常利用者	毎日コース 市立小学校の夏季休業日の期間(以下「夏季休業期間」という。)	期間額14,000円	7月(夏季休業期間を除く。)	月額8,000円	上記以外	月額8,000円	週3日コース 夏季休業期間	期間額10,000円		7月(夏季休業期間を除く。)	月額5,500円		上記以外	月額5,500円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常利用者</td> <td>8月</td> <td>月額14,000円</td> </tr> <tr> <td>8月以外</td> <td>月額8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">週3日コース</td> <td>8月</td> <td>月額10,000円</td> </tr> <tr> <td>8月以外</td> <td>月額5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保育料		通常利用者	8月	月額14,000円	8月以外	月額8,000円	週3日コース	8月	月額10,000円	8月以外	月額5,500円
区分	保育料																																
通常利用者	毎日コース 市立小学校の夏季休業日の期間(以下「夏季休業期間」という。)	期間額14,000円																															
	7月(夏季休業期間を除く。)	月額8,000円																															
	上記以外	月額8,000円																															
	週3日コース 夏季休業期間	期間額10,000円																															
	7月(夏季休業期間を除く。)	月額5,500円																															
	上記以外	月額5,500円																															
区分	保育料																																
通常利用者	8月	月額14,000円																															
	8月以外	月額8,000円																															
週3日コース	8月	月額10,000円																															
	8月以外	月額5,500円																															
長期(市立小学校の学年末休業日及び学年始め休業日の期間)	800円×利用日数	長期(市立小学校の学年末休業日及び学年始め休業日)	800円×利用日数																														
み利用(夏季休業期間)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日コース</td> <td>期間額14,000円</td> </tr> <tr> <td>週3日コース</td> <td>期間額10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	毎日コース	期間額14,000円	週3日コース	期間額10,000円	み利用(市立小学校の夏季休業日)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>7月</td> <td>800円×利用日数</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日コース</td> <td>月額14,000円</td> </tr> <tr> <td>週3日コース</td> <td>月額10,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	7月	800円×利用日数	8月	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日コース</td> <td>月額14,000円</td> </tr> <tr> <td>週3日コース</td> <td>月額10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	毎日コース	月額14,000円	週3日コース	月額10,000円																		
毎日コース	期間額14,000円																																
週3日コース	期間額10,000円																																
7月	800円×利用日数																																
8月	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日コース</td> <td>月額14,000円</td> </tr> <tr> <td>週3日コース</td> <td>月額10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	毎日コース	月額14,000円	週3日コース	月額10,000円																												
毎日コース	月額14,000円																																
週3日コース	月額10,000円																																
冬休みコース(市立小学校の冬季休業日の期間)	800円×利用日数	冬休みコース(市立小学校の冬季休業日)	800円×利用日数																														
3 前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより学童保育所を利用しない旨の届出を行った者に係る保育料の額は、当該届出に係る期間については、無料とする。ただし、当該届出が規則		3 前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより学童保育所を利用しない旨の届出を行った者に係る保育料の額は、当該届出に係る期間については、無料とする。ただし、当該期間に1月																															

改 正 案	現 行
<p><u>で定める日までに行われなかった場合における当該届出期間に係る保育料及び当該期間に1月(夏季休業期間にあつては、当該期間)に満たない端数が生じた場合における当該端数に係る月又は期間の保育料については、この限りでない。</u></p>	<p>に満たない端数が生じた場合における当該端数に係る月の保育料については、この限りでない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第7条～第9条 (略)</p>

附 則 (抄)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。